福井市建設工事競争入札参加者資格審査（等級別登録制度）事務処理試行要領

（趣旨）

第１条　入札参加業者の格付けを行い、資格者名簿を作成する制度（以下「等級別登録制度」という。）を試行するに当たって、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（令和４年福井市告示第２４６号。以下「告示第２４６号」という。）に基づく資格審査の事務処理は、この要領の定めるところによるものとする。

（資格審査の申請の期間）

第２条　告示第２４６号第３項第１号に規定する資格審査の申請の期間及び審査基準日は、別表１のとおりとし、同項第２号に規定する資格審査の申請の期間及び審査基準日は、別表２のとおりとする。

（入札参加資格の認定）

第３条　競争入札参加資格（以下「資格」という。）の認定は、福井市建設工事等指名業者選定審査会の審査を経て行うものとする。

（資格認定基準）

第４条　資格の認定を受けることのできるものは、次に掲げる条件に該当するものとする。

(1) 建設業者（市内業者（市内に主たる営業所を有し、それを登録する者をいう。以下同じ。）及び準市内業者（市外に主たる営業所を有し、市内にある営業所等を登録する者をいう。ただし、当該営業所等は、契約の締結等の権限を委任され、かつ法人市民税の事業所開設届を提出しているものに限る。以下同じ。）に限る。また、当該営業所等と他の営業所等との重複登録及び当該営業所等の代表者と他の営業所等の代表者との重複（兼任）は、認めない。）にあっては、資格申請書に添付した建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２７条の２３第１項の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の結果通知書（以下「経営事項審査結果通知書」という。）において、総合評定値の通知を受けている工種のうち、２年又は３年平均の完成工事高が５００万円以上あるもの。

(2) 市外業者（(1)以外の建設業者をいう。以下同じ。）にあっては、経営事項審査結果通知書において、総合評定値の通知を受けている工種のうち、資格審査の申請をした工種の２年又は３年平均の完成工事高が１億円以上あるもの。この場合において、当該建設業者が資格の認定を受けることができる工種の数は、５工種までとする。

(3) 経常建設共同企業体にあっては、福井市建設工事共同企業体運用要項に基づき結成されたものであること。

（経常建設共同企業体の等級）

第５条　経常建設共同企業体として資格申請した工種の総合評定値は、「中小建設業の振興について」（昭和３７年建設省発計第７９号）の別紙２の「共同企業体の資格審査要領」第２項に基づき算定するものとし、当該総合評定値により格付けした等級が、各構成員の

経営事項審査結果通知書における当該工種の総合評定値により格付けした等級を下回った場合は資格を認めない。

（客観点数）

第６条　客観点数は、法第２７条の２９の規定に基づく、審査基準日前１年以内に終了する直前の決算日を基準とする総合評定値とする。

（発注者別評価点数）

第７条　発注者別評価点数は、別表３に掲げる発注者別評価点の評価項目及び算定方法等で算定した各点数（１未満の端数があるときは、切捨てする。）の和とする。

（総合点数）

第８条　総合点数は、客観点数と発注者別評価点数を合計した点数とする。

（資格の認定及び格付けの基準点）

第９条　資格の認定及び格付けは、第８条の規定により算定された総合点数及び別に定める格付け基準に基づいて工種ごとに決定するものとする。

２　審査基準日の直前２年間において、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領別表第２各号に基づく指名停止措置を受けた者については、前項の規定にかかわらず、資格審査申請時において資格者名簿に登録されている格付けよりも上位等級の格付けはしない。

（市内業者及び準市内業者の資格の認定及び格付け）

第１０条　市内業者及び準市内業者の資格の認定及び格付けは、前条の規定に加え、次の各号に基づいて決定するものとする。ただし、土木一式工事及び建築一式工事においては、前条の規定及び次の各号に加え、別に定める格付け基準に示す技術者要件及びＡ等級に係る在籍要件に基づいて決定するものとする。

(1) 資格の適用開始の日の直前２年間において、資格者名簿に登録のなかった者（以下「新規業者」という。）及び告示第２４６号第８項の規定に基づき資格の抹消若しくは停止を受けた者は、格付け基準に基づく格付けの一等級下位の格付けを行う。ただし、最下級の格付けの基準点を有するものについては、最下級の格付けを行う。

(2) 資格者名簿に登録された者が、新たに工種を追加登録する場合の格付けについては、前号に規定する新規業者の格付けに準じて行うものとする。

(3) 第９条第１項の規定に関わらず、資格の適用開始の日の直前の資格者名簿と比較し、総合点数が二等級相当以上下がる場合において、完成工事高が一等級相当下に留まる場合は、一等級下位の格付けを行う。

（変更）

第１１条　資格者名簿に登録された者は、申請者又は資格審査の申請の書類に記載した事項に変更があったときは、直ちにその旨を、別に定める変更届出書により市長に申請しなけ

ればならない。ただし、第７条の規定に基づく変更についてはこの限りでない。

（残留措置）

第１２条　市内業者及び準市内業者については、別表１（市内・準市内業者　定期受付用）に基づく申請に対し、第６条から第９条までの規定に基づき格付け制度を適用した仮名簿を作成し、これを公表する。

２　前項の規定に基づく申請後、第１０条の規定により決定された等級が、資格の適用開始の日の直前の資格者名簿において登録されていた等級（以下「従前等級」という。）よりも上位の等級であった者のうち、別に定める残留措置基準に該当する者については、従前等級に留まることを申請することができる。

３　別表１（市内・準市内業者　定期受付用）に定める名簿は、仮名簿に対し、前項の規定に基づく措置を反映したものとする。

（経常建設共同企業体における資格の認定及び格付け）

第１３条　経常建設共同企業体の資格の認定及び格付けは、第９条に準じた取扱いとし、同条第２項の「指名停止を受けた者」については「指名停止を受けた者が構成員のいずれかとなっている企業体」と読み替える。

２　経常建設共同企業体において申請者又は資格審査の申請の書類に記載した事項に変更があったときは、第１２条に準じた取扱いとする。

（その他）

第１４条　この要領に定めのない事項については、別に定めるもののほか、福井市建設工事等指名業者選定審査会が定めるものとする。

附　則

この要領は、令和４年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年２月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年５月１日から施行する。

別表１（市内・準市内業者　定期受付用）

名簿の名称	申請期間	審査基準日(※)	資格の有効期間
令和５・６年度 名簿	令和４年11月１日から 令和４年12月31日まで	令和４年10月１日	令和５年５月１日から 令和７年４月30日まで
令和７・８年度 名簿	令和６年11月１日から 令和６年12月31日まで	令和６年10月１日	令和７年５月１日から 令和９年４月30日まで
令和９・10年度 名簿	令和８年11月１日から 令和８年12月31日まで	令和８年10月１日	令和９年５月１日から 令和11年４月30日まで

※経営事項審査結果通知書における審査基準日

別表１（市外業者　定期受付用）

名簿の名称	申請期間	審査基準日(※)	資格の有効期間
令和５・６・７年度 名簿	令和５年１月１日から 令和５年２月28日まで	令和４年10月１日	令和５年４月１日から 令和８年４月30日まで
令和８・９年度 名簿	令和８年１月１日から 令和８年２月28日まで	令和７年10月１日	令和８年５月１日から 令和10年４月30日まで
令和10・11年度 名簿	令和10年１月１日から 令和10年２月29日まで	令和９年10月１日	令和10年５月１日から 令和12年４月30日まで

※経営事項審査結果通知書における審査基準日

別表１（経常建設共同企業体　定期受付用）

名簿の名称	申請期間	審査基準日(※)	資格の有効期間
令和７・８年度 名簿	令和６年11月１日から 令和６年12月31日まで	令和６年10月１日	令和７年５月１日から 令和９年４月30日まで
令和９・10年度 名簿	令和８年11月１日から 令和８年12月31日まで	令和８年10月１日	令和９年５月１日から 令和11年４月30日まで

※経営事項審査結果通知書における審査基準日

別表２（市内・準市内業者　新規・業種追加用）

名簿の名称	申請期間	審査基準日(※)	資格の有効期間
令和５・６年度名簿	令和５年５月１日から令和５年５月31日まで	令和５年１月１日	令和５年８月１日から令和７年４月30日まで
	令和５年８月１日から令和５年８月31日まで	令和５年４月１日	令和５年11月１日から令和７年４月30日まで
	令和５年11月１日から令和５年11月30日まで	令和５年７月１日	令和６年２月１日から令和７年４月30日まで
	令和６年２月１日から令和６年２月29日まで	令和５年10月１日	令和６年５月１日から令和７年４月30日まで
	令和６年５月１日から令和６年５月31日まで	令和６年１月１日	令和６年８月１日から令和７年４月30日まで
	令和６年８月１日から令和６年８月31日まで	令和６年４月１日	令和６年11月１日から令和７年４月30日まで
	令和６年11月１日から令和６年11月30日まで	令和６年７月１日	令和７年２月１日から令和７年４月30日まで
令和７・８年度名簿	令和７年５月１日から令和７年５月31日まで	令和７年１月１日	令和７年８月１日から令和９年４月30日まで
	令和７年８月１日から令和７年８月31日まで	令和７年４月１日	令和７年11月１日から令和９年４月30日まで
	令和７年11月１日から令和７年11月30日まで	令和７年７月１日	令和８年２月１日から令和９年４月30日まで
	令和８年２月１日から令和８年２月28日まで	令和７年10月１日	令和８年５月１日から令和９年４月30日まで
	令和８年５月１日から令和８年５月31日まで	令和８年１月１日	令和８年８月１日から令和９年４月30日まで
	令和８年８月１日から令和８年８月31日まで	令和８年４月１日	令和８年11月１日から令和９年４月30日まで
	令和８年11月１日から令和８年11月30日まで	令和８年７月１日	令和８年２月１日から令和９年４月30日まで
令和９・10年度名簿	令和９年５月１日から令和９年５月31日まで	令和９年１月１日	令和９年８月１日から令和11年４月30日まで
	令和９年８月１日から令和９年８月31日まで	令和９年４月１日	令和９年11月１日から令和11年４月30日まで
	令和９年11月１日から令和９年11月30日まで	令和９年７月１日	令和10年２月１日から令和11年４月30日まで
	令和10年２月１日から令和10年２月29日まで	令和９年10月１日	令和10年５月１日から令和11年４月30日まで
	令和10年５月１日から令和10年５月31日まで	令和10年１月１日	令和10年８月１日から令和11年４月30日まで
	令和10年８月１日から令和10年８月31日まで	令和10年４月１日	令和10年11月１日から令和11年４月30日まで
	令和10年11月１日から令和10年11月30日まで	令和10年７月１日	令和11年２月１日から令和11年４月30日まで

※経営事項審査結果通知書における審査基準日

別表２（市外業者　新規・業種追加用）

名簿の名称	申請期間	審査基準日(※)	資格の有効期間
令和５・６・７年度名簿	令和５年８月１日から令和５年８月31日まで	令和５年４月１日	令和５年11月１日から令和８年４月30日まで
	令和６年２月１日から令和６年２月29日まで	令和５年10月１日	令和６年５月１日から令和８年４月30日まで
	令和６年８月１日から令和６年８月31日まで	令和６年４月１日	令和６年11月１日から令和８年４月30日まで
	令和７年２月１日から令和７年２月28日まで	令和６年10月１日	令和７年５月１日から令和８年４月30日まで
	令和７年８月１日から令和７年８月31日まで	令和７年４月１日	令和７年11月１日から令和８年４月30日まで
令和８・９年度名簿	令和８年８月１日から令和８年８月31日まで	令和８年４月１日	令和８年11月１日から令和10年４月30日まで
	令和９年２月１日から令和９年２月28日まで	令和８年10月１日	令和９年５月１日から令和10年４月30日まで
	令和９年８月１日から令和９年８月31日まで	令和９年４月１日	令和９年11月１日から令和10年４月30日まで
令和10・11年度名簿	令和10年８月１日から令和10年８月31日まで	令和10年４月１日	令和10年11月１日から令和12年４月30日まで
	令和11年２月１日から令和11年２月28日まで	令和10年10月１日	令和10年５月１日から令和12年４月30日まで
	令和11年８月１日から令和11年８月31日まで	令和11年４月１日	令和11年11月１日から令和12年４月30日まで

※経営事項審査結果通知書における審査基準日

別表２（経常建設共同企業体　新規用）

名簿の名称	申請期間	審査基準日(※)	資格の有効期間
令和５・６年度名簿	令和６年２月１日から令和６年２月29日まで	令和５年10月１日	令和６年５月１日から令和７年４月30日まで
令和７・８年度名簿	令和８年２月１日から令和８年２月28日まで	令和７年10月１日	令和８年５月１日から令和９年４月30日まで
令和９・10年度名簿	令和10年２月１日から令和10年２月29日まで	令和９年10月１日	令和10年５月１日から令和11年４月30日まで

※経営事項審査結果通知書における審査基準日

別表３　発注者別評価点の評価項目及び算定方法等

<table>
<tr><th colspan="2">評価項目等</th><th colspan="2">算定方法</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事関係の評価</td><td>工事成績</td><td colspan="2">申請日前２年間(市ホームページ入札の広場に掲載されているもののうち直近２年分)において、完成検査が行われた市発注工事を対象に、以下の計算式に基づき加点。加点のみとし減点はしない。
(工種ごとの成績(平均)-65 点) ×1.1
〈小数点以下切捨て〉

※工事成績の公表スケジュール
７月：前年度下半期分を公表
１月：当年度上半期分を公表</td><td>上限
22 点</td></tr>
<tr><td>建設キャリアアップシステム</td><td colspan="2">申請日時点において、建設キャリアアップシステムの事業者登録のある者に加点。</td><td>3 点</td></tr>
<tr><td rowspan="9">社会性の評価</td><td rowspan="4">除排雪契約</td><td colspan="2">申請日前２年間の除排雪契約について、以下の内容に応じて加点。(一年度それぞれにおいて加点)</td><td rowspan="4">最大
6 点</td></tr>
<tr><td>3 点</td><td>通常時に借上機械で除雪を行う業者
通常時に借上機械で凍結防止剤散布を行う業者
通常時にパトロール車を借上する業者</td></tr>
<tr><td>2 点</td><td>通常時に貸与機械で除雪を行う業者
通常時に貸与機械で凍結防止剤散布を行う業者
通常時にパトロール車を貸与する業者</td></tr>
<tr><td>1 点</td><td>異常な降雪時(警戒体制時等)に出勤依頼をする業者(協力依頼で協力する覚書締結業者)
融雪装置点検業者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">災害対応</td><td colspan="2">以下の内容に応じて加点。配点は各 3 点、上限 6 点とする。</td><td rowspan="4">上限
6 点</td></tr>
<tr><td>災害協定の締結</td><td>申請日時点において、本市と災害協定を締結している者に加点。</td></tr>
<tr><td>災害関係の資格者の雇用</td><td>申請日時点において、以下の(1)から(4)の資格者いずれか１名以上雇用している者に加点。
(1)被災建築物応急危険度判定士
(2)被災宅地危険度判定士
(3)防災士
(4)普通救命講習の受講修了者</td></tr>
<tr><td>福井市消防団協力事業所の認定</td><td>申請日時点において、福井市消防団協力事業所の認定を受けている者に加点。</td></tr>
</table>

社会性の評価	保護観察所の協力雇用主の登録	申請日時点において、福井保護観察所の協力雇用主に登録している者に加点。 ※保護観察者雇用の有無は問わない	3点
	まち美化パートナー制度	以下の条件をいずれも満たす者に加点。 (1) 申請日時点において、福井市まち美化パートナー制度への事業者登録を行っている。 (2) 申請日を基準として過去２年間のうち、福井市まち美化パートナーとして年１回以上の活動実績がある。 ※令和９・１０年度名簿から評価項目とし、加点を行うものとする。	

※準市内業者については、上記のうち除排雪契約のみ加点対象とする。

※市外業者及び経常建設共同企業体については、発注者別評価点を付与せず総合点数を算出し、格付けする。